改正後(新)	改正前(旧)
宇都宮市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱第1条~第4条 (略)	宇都宮市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱 第1条~第4条 (略)
(総合事業の対象者) 第5条 第3条各号に掲げる総合事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者(以下「居宅要支援被保険者」という。) (2) 市内に住所を有する65歳以上の者であって、介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第197号。以下「告示」という。)様式第1の質問項目(以下「基本チェックリスト」という。)に対する回答の結果に基づき、告示様式第2に掲げるいずれかの基準に該当するもの(以下「事業対象者」という。) (3) 法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者(以下「居宅要介護被保険者」という。)であって、要介護認定による介護給付に係る居宅サービス、地域密着型サービス及び施設サービス並びにこれらに相当するサービス(以下「要介護認定によるサービス」という。)を受ける日以前に前2号のいずれかに該当し、第1号事業(前条第3号の方法によるものに限る。以下この号において同じ。)のサービスを受けていた者のうち、要介護認定によるサービスを受けた日以後も継続的に第1号事業のサービスを受ける者	(総合事業の対象者) 第5条 第3条各号に掲げる総合事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者(以下「居宅要支援被保険者」という。) (2) 市内に住所を有する65歳以上の者であって、介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第197号。以下「告示」という。)様式第1の質問項目(以下「基本チェックリスト」という。)に対する回答の結果に基づき、告示様式第2に掲げるいずれかの基準に該当するもの(以下「事業対象者」という。)
第6条~第7条 (略) 第8条 指定事業者は、省令第140条の63の5第1項第1号、第2号、第4号、 第5号、第7号、第8号及び第12号に掲げる事項に変更があったとき、又は、事 業を再開したときは、それぞれ変更があった日又は再開した日から10日以内に市 長に届け出なければならない。	
第9条~第20条 (略)	第9条~第20条 (略)

別表第1(第3条関係)

(略)

別表第1 (第3条関係)

(略)

### 別表第2(第11条関係)

# 1 訪問型サービス相当

算定項目	単位数	算定単位	単価
介護保険法施行規則第1	40条の63の	2第1項第1号	厚生労働大臣が定め
に規定する厚生労働大臣が	が定める基準	(令和3年厚生労	る1単位の単価(平成
働省告示第72号。以下	「算定告示」と	いう。) 別表の1	27年厚生労働省告
イからハ及びチからルに定める。			示第93号。以下「単
			価告示」という。)の
			規定により,10円に
			市の地域区分におけ
			る訪問介護の割合を
			乗じて得た額

#### 2 訪問型サービスA

_ #41:4== / ==	1		
算定項目	単位数	算定単位	単価
事業対象者・要支援1・2	823	1月につき	単価告示の規定によ
週1回60分程度	(824)	1月につさ	り,10円に宇都宮市
(日割)	2 7	1日につき	の地域区分における
事業所と同一建物の利用			訪問介護の割合を乗
者又はこれ以外の同一建	741	1 4 7 6 4	じて得た額
物の利用者20人以上に	(742)	1月につき	ただし、令和3年9月
サービスを行う場合			30日までの間は, 左
(日割)	2 4	1日につき	欄の()内の単位数を
事業対象者・要支援1・2	1, 644	1 D) = - 4.	適用する。
週2回程度	(1, 646)	1月につき	
(日割)	5 4	1日につき	
事業所と同一建物の利用			
者又はこれ以外の同一建	1, 480	1 D) 4.	
物の利用者20人以上に	(1, 481)	1月につき	
サービスを行う場合			
(日割)	4 9	1日につき	

### 別表第2(第11条関係)

# 1 訪問型サービス相当

算定項目	単位数	算定単位	単価
地域支援事業実施要綱(至	平成18年6月	9日老発第0	厚生労働大臣が定め
609001号厚生労働行	省老健局長通知	「地域支援事	る1単位の単価 (平成
業の実施について」別紙。	以下「通知」と	こいう。) 別添	27年厚生労働省告
1の1イからハ及びチからルに定める。			示第93号。以下「単
			価告示」という。) の規
			定により、10円に市
			の地域区分における
			訪問介護の割合を乗
			じて得た額

# 2 訪問型サービスA

算定項目	単位数	算定単位	単価
事業対象者・要支援1・2 週1回60分程度	8 2 0	1月につき	単価告示の規定により,10円に宇都宮市
(日割)	2 7	1日につき	の地域区分における
事業所と同一建物の利用			訪問介護の割合を乗
者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	738	1月につき	じて得た額
(日割)	2 4	1日につき	
事業対象者・要支援1・2 週2回程度	1, 639	1月につき	
(日割)	5 4	1日につき	
事業所と同一建物の利用 者又はこれ以外の同一建 物の利用者20人以上に サービスを行う場合	1, 475	1月につき	
(日割)	4 9	1日につき	

- 3 訪問型サービスB (略)
- 4 訪問型サービスC (略)
- 5 通所型サービス相当

算定項目	単位数	算定単位	単価
算定告示別表の2に定める。	。ただし, イ(3)	及び(4)を除く。	単価告示の規定によ
			り,10円に宇都宮市
			の地域区分における
			通所介護の割合を乗
			じて得た額

6 通所型サービスA

算定項目	単位数	算定単位	単価
事業対象者・要支援1・2	$   \begin{array}{c c}     1, & 277 \\     \hline     (1, 279)   \end{array} $	1月につき	単価告示の規定により,10円に宇都宮市
(日割)	4 2	1日につき	の地域区分における
利用者の数が利用定員を 超える場合	8 9 4 (8 9 5)	1月につき	通所介護の割合を乗 じて得た額
(日割)	2 9	1日につき	<u>ただし,令和3年9月</u>
看護・介護職員の員数が基 準に満たない場合	8 9 4 (8 9 5)	1月につき	30日までの間は,左 欄の()内の単位数を
(日割)	2 9	1日につき	適用する。
事業所と同一建物に居住 する者又は同一建物から 利用する者に通所型サー ビスを行う場合又は事業 所が送迎を行わない場合	376減算	1月につき	

- 7 通所型サービスB (略)
- 8 通所型サービスC (略)
- 9 第1号生活支援事業 (略)

- 3 訪問型サービスB
- 4 訪問型サービス C (略)
- 5 通所型サービス相当

算定項目	単位数	算定単位	単価
通知別添1の2に定める。	ただし, イ(3)及	とび(4)を除く。	単価告示の規定によ
			り、10円に宇都宮市
			の地域区分における
			通所介護の割合を乗
			じて得た額

(略)

6 通所型サービスA

算定項目	単位数	算定単位	単価
事業対象者・要支援1・2	1, 264	1月につき	単価告示の規定により,10円に宇都宮市
(日割)	4 2	1日につき	の地域区分における
利用者の数が利用定員を 超える場合	885	1月につき	通所介護の割合を乗 じて得た額
(日割)	2 9	1日につき	
看護・介護職員の員数が 基準に満たない場合	885	1月につき	
(日割)	2 9	1日につき	
事業所と同一建物に居住 する者又は同一建物から 利用する者に通所型サー ビスを行う場合又は事業 所が送迎を行わない場合	376減算	1月につき	

(略)

- 7 通所型サービスB
- 8 通所型サービスC (略)
- 9 第1号生活支援事業 (略)

### 10 第1号介護予防支援事業

算定項目	単価
市長が別に定める。	居宅要支援被保険者又は事業対象者に対するもの
	4,563円(令和3年9月30日までの間は,4,
	<u>574円</u> , 初回加算3,126円, <u>委託連携加算3</u> ,
	126円
	居宅要介護被保険者のうち、要介護1又は要介護2
	の認定を受けた者に対するもの11,211円(令
	和3年9月30日までの間は,11,222円),初
	回加算3,126円,委託連携加算3,126円
	居宅要介護被保険者のうち,要介護3,要介護4又
	は要介護5の認定を受けた者に対するもの14,5
	67円(令和3年9月30日までの間は,14,5
	77円),初回加算3,126円,委託連携加算3,
	126円

10 第1号介護予防支援事業

算定項目	単位数	算定単位	単価
市長が別に定める。			4,491円(初回加算
			3,126円,介護予防
			小規模多機能型居宅介
			護事業所連携加算3,
			126円)

別表第3(第13条関係) (略)

別表第3(第13条関係) (略)